

各規制誘導方策で誘導できる事項

参考資料4

	用途地域	地区計画	高度地区	景観地区	緑化地域	景観計画	景観協定	建築協定	緑地協定	開発許可基準	自主条例
	都市計画法					景観法		建築基準法	都市緑地法	条例等	
用途	○	○					○	○		△	○
容積率	○	○					○	○		△	○
建ぺい率	○	○ 最高限度					○	○		△	○
敷地面積	○	○		○		○	○	○		○	○
壁面位置	△	○	△	○		○	○	○		△	○
高さ	△	○	○	○		○	○	○		○	○
建築物の意匠・形態		○		○		○	○	○		△	○
工作物		△ 壁面後退位置のみ		○		○	○			△	○
屋外広告物		△		△		○	○				○
垣・さくの制限		△ 高さ, 形状, 材料等		○			○	○	○		○
緑化率		○			○		○	△	○	○	○
緑地帯の指定		△ 現状保全のみ		△ 伐採制限		△ 単体樹木保全	○	△	○	△	○
駐車場出入口制限							○	○		△	○
公共施設設置		△ 地区施設					△	○		○	○
エリア取り	広範囲	街区ごとに決定可	広範囲	一定の規模で決定可	一定の規模で決定可	一定の規模で決定可	街区ごとに決定可	街区ごとに決定可	街区ごとに決定可	広範囲	自由
担保性	○	△条例化による	○	○	○	○				○	○
備考	特定地域のみにかかることは困難		一定程度のまとまった範囲にかけることが必要	一定程度のまとまった範囲にかけることが必要	一定程度のまとまった範囲にかけることが必要		任意協定であるため、市が策定することができない。また、運営は締結者で行われるため、担保性も乏しい。				法律の範囲内で自由に制定可能